



2023年8月30日

各位

東京都杉並区西荻北二丁目1番11号  
株式会社三栄建築設計  
代表取締役社長 千葉 理恵

(コード番号:3228 東証プライム市場)

問合せ先: 執行役員経営企画本部長 榎本 喜明

電話番号: 03-5381-3212

### 上場契約違約金の徴求に関するお知らせ

当社は、2023年8月29日付で株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）より、下記のとおり上場契約違約金の徴求を受けることとなりましたのでお知らせいたします。

#### 記

##### 1. 東京証券取引所による上場契約違約金の徴求について

東京証券取引所から、有価証券上場規程第509条第1項第3号に基づき、上場契約違約金1千万円の徴求を行う旨の公表がなされました。

この理由につきましては、東京証券取引所から、以下の指摘を受けております。

「株式会社三栄建築設計（以下「同社」という。）は、2023年6月20日に、東京都公安委員会からの勧告について開示し、また、同年8月15日に第三者委員会の調査報告書について開示しました。

これらの開示等により、以下の状況が明らかとなりました。

- ・同社の創業者であり、2022年11月1日にその職を辞するまでの間、同社代表取締役社長であった者（以下「元社長」という。）が、少なくとも2000年4月以降、2021年3月までの間、意図して暴力団関係者と継続的に交流していたこと。
- ・同社は、同社株式の当取引所への新規上場（2011年8月4日）及び市場第一部銘柄への指定（2012年8月6日）にかかる審査（以下「新規上場審査等」という。）において、当取引所へ提出する申請書類がすべて真実である旨の宣誓書を提出していたにもかかわらず、元社長名で、同社関係者が意図して反社会的勢力と交流を持っている事実等は同社の把握する限りない旨の虚偽の内容が記載された確認書が提出されていたこと。

以上より、同社は、宣誓書において宣誓した事項に違反したと認められ、また、新規上場審査等において、上記の事実関係が明らかとなっていた場合には、同社の新規上場等

は承認しないとの結論に至った事案であることなどを踏まえると、本宣誓書違反は当取引所市場に対する株主及び投資者の信頼を毀損したと認められることから、同社に対して、上場契約違約金の支払いを求めることとします。」

## 2. 今後の対応について

株主の皆様をはじめ多くの関係者の皆様に多大なご迷惑、ご心配をおかけしましたことを、改めて深くお詫び申し上げます。

当社は、既に2023年6月20日付で元社長の当社経営に対する影響力を排除するため代表取締役等の異動を行うとともに、前記第三者委員会より提言を受けた再発防止策等を踏まえ、コンプライアンス体制及び内部統制体制をはじめとするコーポレート・ガバナンス体制の強化に取り組んでおります。

また、2023年8月16日付「株式会社オープンハウスグループによる当社株式に対する公開買付けに関する賛同の意見表明及び応募推奨に関するお知らせ」において公表いたしましたとおり、当該公開買付けが成立した場合には、元社長との資本関係も解消されることとなります。

当社は、この度、東京証券取引所から上場契約違約金の徴求を受けたことを真摯に受け止め、再発防止及び皆様からの信頼回復に向けて、今後もコンプライアンス体制及びコーポレート・ガバナンス体制の強化に一層努めて参りますので、引き続きご支援を賜りますよう謹んでお願い申し上げます。

以上

ご参考：東京証券取引所ホームページ掲載事項

<https://www.jpx.co.jp/news/1023/20230829-12.html>